

大川小学校旧校舍震災遺構調査・基本設計等業務

特 記 仕 様 書

基本設計業務 特記仕様書

※ 本特記仕様書は、技術提案書提出依頼時における特記仕様書であり、今後、追加又は変更の可能性があります。

I 業務概要

1 業務名称 大川小学校旧校舎震災遺構調査・基本設計等業務

2 計画施設の概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : 大川小学校旧校舎
- (2) 敷地の場所 : 石巻市釜谷山根1ほか（大川小学校旧校舎及び周辺敷地）
- (3) 施設用途 : 基本設計業務にて決定
 - 【管理棟（新築）】 管理施設
 - 【校庭（既存）】 外構・園地ほか
 - 【周辺地区（既存）】 公園ほか
- (4) 配布資料 : 別添1 石巻市震災伝承計画
別添2 石巻市震災遺構整備方針（大川小学校旧校舎）
別添3 旧門脇小学校及び旧大川小学校の環境調査業務報告書
別添4 大川小学校旧校舎平面図
別添5 大川小学校旧校舎立面図・断面図
別添6 大川小学校配置図
別添7 現在設置されている慰霊碑の設置場所
別添8 震災伝承に関する説明ルート

3 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - ア 敷地面積 : 約32,000㎡
 - イ 用途地域及び地区の指定 : 指定なし
 - ウ 容積率 : 指定なし
 - エ 建蔽率 : 指定なし
 - オ 防火地域 : 指定なし
 - カ その他の地域地区 : 災害危険区域
- (2) 施設の条件
 - ア 延べ面積 : 表の通り
 - イ 構造 : 表の通り
 - ウ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号）による、耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- a 構造体 : 表の通り
- b 建築非構造部材 ; 表の通り
- c 建築設備 : 表の通り

建築種別	新築 既存	延べ面積	構造	耐震安全性の分類		
				構造体	建築 非構造部材	建築 設備
管理棟	新築	約300㎡	木造	Ⅲ類	B類	乙類

(3) 建設等の条件

- ア 予定工事費 : 450,000,000円程度
- イ 予定工期 : 表の通り

建築種別	予定工期
管理棟	平成31年4月～平成32年3月
校庭 周辺地区	平成31年4月～平成32年3月

(4) 設計と条件については、次による。

建築種別	工事種別	所要室構成概要	規模等
管理棟	新築工事	①管理用執務スペース ②展示、 レクチャー（40人程度）を行う 多目的スペース ③トイレ、倉庫 ④エントランス	300㎡
校庭 周辺地区	造成工事	慰霊公園等として整備	32,000㎡

- ※ 施設全体及び各諸室等の詳細条件は、別添2「石巻市震災遺構整備方針（大川小学校旧校舎）」等による。
- ※ 管理棟の位置については、本校舎や慰霊の広場との関係を考慮し、県道の南側に設置することとし、設計を行うこと。
- ※ 校庭及び周辺地区の整備については、別添7「現在設置されている慰霊碑の設置場所」及び別添8「震災伝承に関する説明ルート」を考慮し、設計を行うこと。

II 業務仕様

II-1 共通仕様

1 目的

本業務は、「石巻市震災伝承計画」を上位計画として策定された「石巻市震災遺構整備方針（大川小学校旧校舎）」に基づき、大川小学校の既存周辺施設、校庭及び新設となる管理棟、隣接地区の保存・整備にむけた調査・基本設計・各種情報収集整理を行うものである。

2 構成

本業務は、公園設計等を主体とし、付随する建築設計と併せて実施するものである。

(1) 公園設計等の業務

「公園設計」に関わる以下の業務を行う。

- ア 調査業務（地質調査）
- イ 外構、校庭、周辺地区工事基本設計業務
- ウ 展示工事基本設計業務
- エ 意見交換会等実施支援業務（3回程度）
- オ 施工・維持管理計画検討支援業務

(2) 公園設計等以外（建築設計）に関する業務

公園に付随する「管理棟の整備」に関わる以下の業務を行う。

- ア 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ 機械設備基本設計に関する標準業務
- オ 外構基本設計に関する標準業務
- カ 解体工事基本設計（残存施設の建築・電気・機械）に関する標準業務
- キ 概算工事費算出
- ク 国庫補助申請等支援業務
- ケ 関係法令に基づく申請等の手続きに関する業務

※測量調査（三次元点群データ）については、別途実施済み。

3 受託者の義務

受託者（以下「乙」という。）は、本業務の履行にあたり、その目的とその意図を十分に理解して、最高の技術を発揮する。

4 準拠する法令等

乙は、本特記仕様書によるほか、関係法令諸規格に準拠し、委託者（以下「甲」という。）の指示を受け、正確に本業務を施行しなければならない。

5 作業実施計画

乙は、本業務を遂行するための十分な能力と経験を持つ技術者を管理技術者として選任するものとし、契約締結後、速やかに甲と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

(5) その他必要な書類

6 管理技術者等の資格要件

プロポーザル実施要領による。

7 業務実施体制等

(1) 業務実施体制

プロポーザル実施要領による。

(2) 技術者の変更

管理技術者及び各主担当技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職などやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置するものとし、発注者の承諾を得なければならない。

8 技術協力

乙は、本業務を行うに当たり、第三者や学識経験者等の技術協力を受ける場合は、甲の承諾を得なければならない。

9 打合せ等

本業務の打合せ等は、次の通りとする。

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するために、甲と乙は常に密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際に相互で確認する。
- (2) 甲と乙が打合せを行った場合、乙は、その都度、記録簿を作成し、監督官へ提出すると同時に、甲乙各1部ずつ保管する。
- (3) 甲と乙が電話又は電子メールで連絡を取る場合は、監督官及び管理技術者へも同時送信し、監督官又は管理技術者から指示のあったものはPDF等で電子データ化を図り、次回打合せの際の資料として提出する。
- (4) 業務着手時及び業務完了時の打合せには、管理技術者が立ち会う。
- (5) 監督員と管理技術者は定期的な打ち合わせを実施する。なお、業務着手時と業務完了時の打合せは、定期的な打ち合わせに兼ねることができるものとする。その打合せ結果については、打合せ記録簿を作成し相互に確認する。

10 貸与資料

甲は、本業務に特に必要と認めた資料は、借用書と引き換えに乙に貸与し、乙は、資料の借用状況を提出するものとする。

乙は、借用資料を甲及び管理者からの注意点等に配慮して取り扱うとともに管理し、作業終了後は速やかに返却する。また、複写の必要がある場合は、甲の許可のもとに速やかに行い、その取扱いにおいても甲及び管理者からの意点等に十分配慮する。

11 守秘義務

乙は、業務上知り得た情報には細心の注意を払うものとし、在職中及び退職後を問

わず、いかなる場合にも情報を漏えいしてはならない。

1 2 かし担保

乙は、本業務完了後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い、修正、補足及びその他必要な作業を乙の負担において行う。

1 3 疑義

管理技術者は、本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議して定めるものとする。

II - 2 公園設計等の業務仕様

本特記仕様書に記載のない事項については、以下の共通仕様書を準用する。

- (1) 公園緑地設計：共通仕様書（建設関連業務）〔設計業務〕（平成28年10月以降、宮城県土木部）
- (2) 地質調査：宮城県建築地質調査業務委託共通仕様書（平成27年10月、宮城県土木部営繕課）

1 調査業務（地質調査）

(1) 目的

新設の管理棟用、校庭及び周辺地区用の地質を調査する。

(2) 調査内容

ア 管理棟用地質調査

新設の管理棟下に1本（30m）の標準貫入試験、LLT、室内土質試験、液状化検討

イ 校庭、周辺地区用地質調査

校庭、周辺地区内で4本（5.0m）の標準貫入試験、室内土質試験

(3) 調査期間

平成30年2月から3月まで

(4) 成果品

- | | |
|-----------|----|
| ア 調査報告書 | 3部 |
| イ 資料 | 3部 |
| ウ 電子データ一式 | 2部 |

2 外構、校庭、周辺地区工事基本設計業務

(1) 計画施設の概要

- | | |
|---------|----------|
| ア 施設名称 | 大川小学校旧校舎 |
| イ 敷地の面積 | 約3.2ha |

(2) 整備等の条件

- | | |
|------|------------------|
| ア 用途 | 慰霊公園等整備（基本設計で決定） |
|------|------------------|

イ 予定工期 平成31年4月から平成32年3月まで

(3) 業務仕様

ア 目的

校庭、周辺地区の再整備及び利活用にむけた基本設計を行う。

イ 業務内容

- a 計画準備
- b 資料収集整理
- c 現地調査
- d 与条件の整理
- e 動線計画
- f 施設配置検討支援
- g 造成計画
- h 園路整備計画
- i 設備計画
- j 植栽計画
- k 建築基本設計支援
- l 展示（サイン等）計画支援
- m 基本設計図の作成
- n イメージパース作成
- o 概算工事費の算出
- p 事業計画の検討
- q 管理運営方針の検討支援
- r 意見聴取や各種住民会議の運営・資料作成
- s 報告書作成

ウ 成果品

- a 基本設計図書 3部
- b 基本設計説明書 3部
- c 資料 3部
- d 電子データ一式 2部

エ 留意事項

今後の維持管理も含めて、芝やインターロッキングブロックの使用等、校庭があつたと分かるような形で整備できるよう検討し、設計を行うこと。

3 展示工事基本設計業務

(1) 計画施設の概要

- ア 施設名称 大川小学校旧校舎
- イ 展示面積 基本設計で決定

(2) 整備等の条件

- ア 内容 基本設計で決定
- イ 予定工期 平成31年4月から平成32年3月まで

(3) 業務仕様

ア 目的

各種施設・校庭における展示手法を検討し、展示基本設計を行う。

イ 業務内容

a 公開活用計画

- ・ 公開活用事業の基本的な考え方（意義・理念）

b 地域歴史の調査

- ・ 過去の文献等から地域の歴史の変遷、特性を調査する。

c 展示計画

- ・ 展示の基本的な考え方の検討
- ・ 展示構成（ゾーニング、動線）の検討
- ・ 展示手法の検討、展示資料の保存に関する検討
- ・ 展示基本設計図の作成

d 運営計画

- ・ 運営計画の基本方針の検証
- ・ 運営手法、運営体制：直営・指定管理者制度／組織体制など
- ・ 開館形態：休館日、開館時間、入館料

e その他

- ・ 展示工事費、維持管理費
- ・ 工程表

ウ 伝えるテーマ

a 東日本大震災の概要と被害状況

- ・ 震災の悲惨さ
- ・ 津波の恐ろしさ

b 震災遺構としての大川小学校の位置づけ

- ・ 津波による校舎内外の被害状況

c 大川地区の歴史

- ・ 大川地区の歴史や震災前の暮らしなど
- ・ 震災前後の大川地区

d 小学校の思い出

- ・ 大川小学校の歴史の紹介
- ・ 震災前の児童達の笑顔があふれる学校生活や学校行事などの紹介

エ 成果品

- | | |
|-----------|----|
| a 基本設計図書 | 3部 |
| b 基本設計説明書 | 3部 |
| c 資料 | 3部 |
| d 電子データ一式 | 2部 |

オ 留意事項

- a 本校舎2階の津波の威力で押し上げられた床面など、校舎外部から内部を観察できる手法を検討し、設計を行うこと。

- b 展示に使用する画像や写真、図版などの整理の考え方及び手法を検討し、設計を行うこと。
- c 展示設計するにあたり、海外からの来訪者に対応するため、多言語による説明文も併記すること。
- d 展示設計するにあたり、映像や展示物等に関して、児童等に配慮した設計を行うこと。
- e 業務の実施にあたっては、石巻市や関係者から必要に応じて意見を聴取し、展示に反映させること。
- f 映像情報コンテンツは、容易に入替え可能なシステム構成とすること。展示に使用する機器は、メンテナンスに優れ、維持管理コストの負担の少ないものとする。

4 意見交換会等実施支援業務（3回程度）

地域住民や専門家の意見を反映させる必要があることから、意見交換会等の開催（3回程度）を支援する（具体的な作業は、基本設計で決定）。

5 施工・維持管理計画検討支援業務

輻輳する工事や運営後の維持管理を見据えた施工の重要性から、施工・維持管理計画検討支を支援する（具体的な作業は、基本設計で決定）。

II-3 公園設計等以外（建築設計）に関する業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号）による。

1 適用

本特記仕様書に記載された事項については「◎」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「◎」と「※」が付いた場合には共に適用する。

2 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、一般業務の内容は、平成21年国土交通省告示第15号、別添1第1項に掲げるものとし、範囲は次の第1号から第3号までによる。また、追加業務の内容及び範囲は第4号による。

なお、一般業務における委託業務の内容及び範囲は、各(a)表の業務内容について、「委託項目」の欄に「◎」印又は「○」印が付いたものを適用する（「○」印の項目は、業務に関する条件提示、資料提供等があるため、業務委託内容に含まない業務があるものとする）。

(1) 基本設計

- ◎ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ◎ 建築（構造）基本設計に関する標準業務

- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務
- 外構基本設計に関する標準業務
- 解体工事基本設計（残存施設の建築・電気・機械）に関する標準業務
- 概算工事費算出
- 国庫補助申請等支援業務
- 関係法令に基づく申請等の手続きに関する業務

(a)業務内容

項	目	委託項目	備考
設計条件等の整理	条件整理	◎	
	設計条件の変更等の場合の協議	◎	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	◎	
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	◎	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		◎	
基本設計方針の策定	総合検討	◎	
	基本設計方針の策定及び発注者等への説明	◎	
基本設計図書の作成		◎	
概算工事費の検討		◎	
基本設計内容の発注者等への説明等		◎	

(2) 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機含む）実施設計に関する標準業務
- ・ 外構実施設計に関する標準業務
- ・ 解体工事实施設計（建築・電気・機械）

(a)業務内容

項	目	委託項目	備考
要求等の確認	建築主の要求等の確認		
	設計条件の変更等の場合の協議		
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査		
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ		
実施設計方針の	総合検討		

策定	実施設計のための基本事項の確定		
	実施設計方針の策定及び建築主への説明		
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成		
	建築確認申請書の作成		
概算工事費の検討			
実施設計内容の発注者等への説明等			

(3) 設計意図の伝達

- ・ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある設備実施設計に関する標準業務

(a) 業務内容

項 目	委託項目	備 考
設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		
工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		

(4) 追加業務

業務内容	業務範囲
成果図書に基づく積算業務	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工事費概算書の作成 ・ 工事費内訳書の作成 ・ 積算数量算出書の作成 ・ 単価作成資料の作成 ・ 見積書の徴収 ・ 見積検討資料の作成
計画通知又は建築確認申請関係の手続業務（手数料の納付は含まない。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画通知書の作成手続き（確認済み証の受理まで含む。）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 透視図の作成 ◎ 透視図の写真撮影 ◎ 模型製作 ◎ 模型の写真撮影 ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書等の届出）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務 ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 ○ リサイクル計画書の作成 ○ 概略工事工程表の作成 ・ 営繕事業広報ポスターの作成 ・ 建築物の利用に関する説明書の作成 ○ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。） ・ 日影図の作成 ・ 日影規制に係る許可申請手続き業務 ・ 中高層建築物の届出書の作成 ○ 総合的な環境保全性に関する検討及び評価資料の作成 ○ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成
--	---

(5) 数量公開

本設計による工事発注については、数量公開の対象予定とする。

3 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- ウ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- エ 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ア 共通

- 官庁施設の基本的性能の基準
- 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

- 省エネルギー建築設計指針
- 建築CAD図面作成要領（案）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル
- イ 建築
 - 建築工事設計図書作成基準
 - 敷地調査共通仕様書
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - 木造建築工事標準仕様書
 - 建築設計基準
 - 建築構造設計基準
 - 建築工事標準詳細図
 - 擁壁設計標準図
 - 構内舗装・排水設計基準
 - 表示・標識標準
- ウ 建築積算
 - 公共建築数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
 - 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- エ 設備
 - 建築設備計画基準
 - 建築設備設計基準
 - 建築設備工事設計図書作成基準
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - 排水再利用・雨水利用システム計画基準
 - 建築設備耐震設計・施工指針
 - 建築設備設計計算書作成の手引
 - 食品ごみ処理設備設計計画指針
- オ 設備積算
 - 公共建築設備数量積算基準
 - 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 提出書類

ア 業務実績情報の登録の要否

・要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督員の押印済み）」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○不要

イ 業務計画書

(4) 主任技術者等の資格要件

プロポーザル実施要領による。

(5) 貸与資料等

貸与資料	適用
貸与場所（ ）	貸与時期（契約日翌日から履行期間内）
返却場所（ ）	返却時期（履行期間内の監督員指示日）

(6) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（ ）

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 指定部分

a 指定部分の範囲（ ）

b 指定部分の履行期限（ ）

イ 成果物の提出場所（ 石巻市復興政策部震災伝承推進室 ）

ウ 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

a 写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

b 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

a) 写真を公表すること。

b) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

4 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	陽画焼	製本形態	適用 (A3版以外は 特記)
a 建築（総合） 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図（各面） 矩計図 鳥瞰図 工事費概算書 仮設計画概要書	・原版 各 1 部 1 部 1 部	原版Z折り ファイル綴じ 6 部 クリップ止め 2 部	原版Z折り 各 6 部	CD-R（電 算機で作成 したものに 限る） ・印は、箱入 りとする。
b 建築（構造） 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書	各 1 部			CD-R（電 算機で作成 したものに 限る）
c 電気設備 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 配置図 平面図 各設備系統図 仕様概要書 昇降設備計画概要書 工事費概算書	・原版 各 1 部 1 部 1 部	原版Z折り ファイル綴じ 6 部 クリップ止め 2 部	原版Z折り 各 6 部	CD-R（電 算機で作成 したものに 限る） ・印は、箱入 りとする。
d 給排水衛生設備 給排水衛生設備基本設計図書 給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 配置図 平面図	・原版 各 1 部	原版Z折り ファイル綴じ 6 部 クリップ止め 2 部	原版Z折り 各 6 部	CD-R（電 算機で作成 したものに 限る） ・印は、箱入 りとする。

	各設備系統図 仕様概要書 工事費概算書	1部			
e	空気調和設備 空気調和設備基本設計図書 空気調和設備計画説明書 空気調和設備設計概要書 配置図 平面図 各設備系統図 仕様概要書 工事費概算書	・原版 各1部 1部	原版Z折り ファイル綴じ 6部 クリップ止め 2部	原版Z折り 各6部	CD-R（電 算機で作成 したものに 限る） ・印は、箱入 りとする。
f	その他 透視図 模型 リサイクル計画書 設計説明書 概略工事工程表の作成	各1部			CD-R（電 算機で作成 したものに 限る）
g	資料 概算工事費計算書 負荷計算書 コスト縮減検討書 環境対策検討書 ユニバーサルデザイン検討書 ランニングコスト計算書 各種技術資料 各記録書 その他工事に必要な書類 基本設計概要版パンフレット 建築物総合環境性能評価シス テム（CASBEE）目標値報告書	各1部			CD-R（電 算機で作成 したものに 限る）

- (注) : 図面をファイルに入れて提出する際は、工事名称等を背表紙に記入すること。
- : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
 - : 工事費概算書、概算工事費計算書等はA4版左綴じとし、各1部提出する。
 - : 工事費概算は、監督員の承諾を得た基本設計図をもっておこなうこととする。
 - : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 - : 成果物は、監督員との協議により、適宜変更することができる。
 - : 設計図書には、特定の製品名又は製造所名を記載してはならない。ただし、これにより難しい場合はあらかじめ監督員の承諾を受けるものとする。

(2) 実施設計

成果物等	原図	陽面焼	製本形態	適用 (A 1 版以外 は特記)
<p>a 建築（総合） 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積図及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 断面図 立面図 矩計図 展開図 天井伏図 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図 総合仮設計画図 計画通知図書 中高層建築物の届出書 建築許可申請書</p>				
<p>b 建築（構造） 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 構造計算書 計画通知図書</p>				
<p>c 電気設備 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図</p>				

<p> 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 電気設備設計計算書 計画通知図書 中高層建築物の届出書 消防設備設置計画書 </p>				
<p> d 機械設備 空気調和設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図 給排水衛生設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 給水貯水槽設備図 排水設備図 シャワー設備図 ろ過・浄水装置設備図 </p>				

<p>薬注器設備図 し尿浄化槽設備図 ごみ処理設備図 さく井設備図 屋外設備図 昇降機設備設計図 昇降機設備図 搬送機設備図 空気調和設備設計計算書 給排水衛生設備設計計算書 昇降機設備設計計算書 計画通知図書 中高層建築物の届出書</p>				
<p>e 建築積算 建築工事費概算書 建築工事費内訳書 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 見積書等関係資料</p>				
<p>f 電気設備積算 電気設備工事費概算書 電気設備工事費内訳書 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 見積書等関係資料</p>				
<p>g 機械設備積算 機械設備工事費概算書 機械設備工事費内訳書 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 見積書等関係資料</p>				
<p>h その他 透視図 透視図の写真 模型 模型の写真 防災計画書 省エネルギー関係計算書 リサイクル計画書 設計説明書 概略工事工程表 営繕事業広報ポスター 施設使用条件書 建築物総合環境性能評価シス</p>				

テム (CASBEE) グリーン庁舎評価システム (GBES) グリーン診断・改修計画シス テム (GBES-Re)				
i 資料 各種技術資料 各記録書				

(注) : 建築 (構造) の成果物は、建築 (総合) 実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBIC2 ((財) 建築コスト管理システム研究所) による。

: 成果物は、監督員の指示により、製本とする。

: 成果物は、監督員との協議により、適宜変更することができる。

II-4 その他の業務仕様

1 本校舎内部立入り手法の検討及び計画策定

(1) 計画施設の概要

ア 施設名称 : 大川小学校旧校舎

イ 敷地の場所 : 石巻市釜谷山根1ほか (大川小学校旧校舎及び周辺敷地)

(2) 検討及び策定等の条件

ア 本校舎の施工等を行わずに、低学年棟の立入り手法を検討する。

イ 建築基準法第3条第1項第3号の規定による適用の除外を受けるなど、法的適合性を勘案して、内部立入り手法を検討する。

ウ 立入りの際の安全対策等を考慮して、計画を策定する。

(3) 業務仕様

ア 目的

本校舎の低学年棟の立入り手法について検討し、実施に向けた計画を策定する。

イ 業務内容

a 計画準備

b 資料収集整理

c 現地調査

d 与条件の整理

e 法的適合性の検討

f 実施計画作成

g 報告書作成

(4) 成果品

ア 実施計画図書 3部

イ 実施計画説明書 3部

- ウ 資料 3 部
- エ 電子データ一式 2 部

2 既存施設の保存・管理手法の検討及び計画策定

(1) 計画施設の概要

- ア 施設名称 : 大川小学校旧校舎
- イ 敷地の場所 : 石巻市釜谷山根 1 ほか (大川小学校旧校舎及び周辺敷地)

(2) 検討及び策定等の条件

- ア 既存施設の施工等を行わずに、保存及び管理手法を検討する。
- イ 安全対策等を考慮して、計画を策定する。

(3) 業務仕様

ア 目的

旧校舎及びプール、体育館跡、屋外ステージ等の既存施設について、腐食劣化等を防ぐための保存及び管理手法を検討し、実施に向けた計画を策定する。

イ 業務内容

- a 計画準備
- b 資料収集整理
- c 現地調査
- d 与条件の整理
- e 法的適合性の検討
- f 実施計画作成
- g 報告書作成

(4) 成果品

- ア 実施計画図書 3 部
- イ 実施計画説明書 3 部
- ウ 資料 3 部
- エ 電子データ一式 2 部

3 アスベスト（石綿）除去処理作業の検討及び施工計画の策定

(1) 計画施設の概要

- ア 施設名称 : 大川小学校旧校舎
- イ 敷地の場所 : 石巻市釜谷山根 1 ほか (大川小学校旧校舎及び周辺敷地)

(2) 検討及び整備等の条件

- ア 予定工期 平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで
- イ 施工箇所 別添 3 「旧門脇小学校及び旧大川小学校の環境調査業務報告書」
参照

(3) 業務仕様

ア 目的

アスベスト（石綿）含有箇所の除去処理施工計画を策定する。

イ 業務内容

- a 計画準備
- b 資料収集整理
- c 現地調査
- d 与条件の整理
- e 概算工事費の算出
- f 施工計画作成
- g 報告書作成

ウ 成果品

- a 施工計画図書 3部
- b 施工計画説明書 3部
- c 資料 3部
- d 電子データ一式 2部

4 排水計画の策定

(1) 計画施設の概要

- ア 施設名称 : 大川小学校旧校舎
- イ 敷地の場所 : 石巻市釜谷山根1ほか(大川小学校旧校舎及び周辺敷地)

(2) 業務仕様

ア 目的

大川小学校旧校舎及び周辺敷地を整備するにあたり、整備敷地内の現況調査や排水量計算等を行い、周辺地区の排水対策を勘案しつつ、道路構造令等を遵守した排水計画を策定する。

イ 業務内容

- a 現況排水施設調査
- b 計画準備
- c 排水計画検討
- d 関係機関との協議
- e 概算整備費の算出
- f 計画作成
- g 報告書作成

ウ 成果品

- a 排水計画図書 3部
- b 排水計画説明書 3部
- c 資料 3部
- d 電子データ一式 2部

5 関係法令等に基づく申請等の手続き

6 復興交付金等の国庫補助申請時の資料作成

Ⅲ 個人情報の保護について

乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合、個人情報保護のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 乙は、本業務で知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合、その取扱いにより個人の権利利益を侵してはならない。
- 3 乙は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 4 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された情報を発注者の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された情報を漏えいし、き損し、及び滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された情報を委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- 8 乙は、本業務を処理するため甲から引き渡された情報の内容を、漏えいし、き損し、又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

Ⅳ 暴力団等の排除について

暴力団等の排除について、次のとおりとする。

- 1 乙が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- 2 乙は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降のすべての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- 3 乙は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- 4 乙は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- 5 乙は、4により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文

書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により甲に報告すること。

6 乙は、下請負人等に対しても、4及び5と同様の措置を指導すること。

7 乙又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うこと。

8 市長は、乙が4及び5の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

V 設計業務等の重要事項説明

落札が決定した者は、建築士法第24条の7第1項の規定に基づき、契約締結前に重要事項説明書を提出の上、説明を行うこと。

また、契約締結に際して同法第22条の3の3第1項の規定に基づく書面を交付し、契約締結後には同法第24条の8第1項の規定に基づく書面を交付すること。